

北条氏権力の専制化と鎌倉幕府儀礼体系の再構築

— 得宗権力は將軍権力篡奪を指向したか —

桃崎 有一郎

緒言—得宗権力論における問題の所在—

かつて佐藤進一は、「北条家督中心の専制体制」を「得宗専制」と名づけた。それは「幕政の最高権力：が執権という幕府の公職から離れて北条氏の家督個人の手中に移⁽¹⁾った体制で、非制度的拠点(以下 $\textcircled{非}$)と制度的拠点(以下 $\textcircled{制}$)の双方から表現されたという。

$\textcircled{非}$ の代表格は、幕府の評定に優越し、北条一門年少者の多数就任で機能が低下した評定から権限を奪った「得宗私邸の政治会議⁽²⁾」、つまり寄合である。また、長時以降の執権職の態様や、二月騒動・塩田義政通世事件・佐介氏肅清事件などに見られる嫡庶関係の徹底化も、 $\textcircled{非}$ に挙げられる。そして $\textcircled{制}$ の徴証は、次の通りであった。

- ① 御内人の幕府機関任用拡大(侍所頭人、評定衆や評定「参否」記録役、御恩奉行等)。
- ② 幕府訴訟機関(鎮西談義所や鎌倉の寺社本所関係訴訟の担当者)に対する監督弾劾権・越訴担当機能の、御内人への付与・

集約。

③ 蒙古襲来を機に顕著化する、北条氏一門の保有守護職の拡大。
④ 得宗による一元的統制(一門の守護職を任意に改易)。

右の定義にもかかわらず、「得宗専制」の理解は近年動揺している⁽⁴⁾。特に秋山哲雄は、右の諸徴証に疑義を呈した⁽⁵⁾。寄合が最終的に公的・制度的な幕府機関⁽⁶⁾となったならば $\textcircled{非}$ は成立せず、若狭・長門等の守護を具体的に検討すると $\textcircled{制}$ の④も成立しない⁽⁷⁾。ならば、右の要件に支えられた「得宗専制」概念は無効ではないか、と。

得宗専制のイメージから全てを解釈せず、実態に即して後期鎌倉幕府を再評価すべきという意味で、秋山の提言は意義深い。ただ他方で、佐藤が挙げた徴証の一部は、事実レベルで疑問の余地がない。問題はその評価だが、筆者はこれを、幕府政治の基層と表層の関係の変容として理解すべきと考えている。佐藤が「執権政治は当初より専制化する危険を包蔵していた⁽⁸⁾」と指摘し、杉橋隆夫が評定の合議制に、「理非決断職」として卓越する執権泰時の権力を覆い隠す

機能を見出し、筆者も埴飯儀礼の変容に即して、権力の先鋭化に対する有力御家人の反発を回避すべく泰時が〈御家人皆傍輩〉の建前を強調したと指摘した(別稿1。以下略号で示す)⁽¹⁰⁾ように、執権政治には一貫して得宗の専制性という基層が潜んだ。北条氏の地位が源氏将軍との姻戚関係に由来し、泰時の権力の基礎が准鎌倉殿たる北条政子からの授権にあつたことを踏まえても、北条氏の統治は最初から執権の職位ではなく血統と人格に依存しており、それが執権政治の基層の正体である。

泰時〜頼朝期には、その上に、建前となる表層が被せられた。それは、得宗の決断に至る理非発見プロセス、即ち共通の規範(式目制定時の起請文にいう「一同之憲法」)に則り、対話を積み重ね、理非を論理的に追究し、最終的に関係者が承服する結論(同じく「一味之義」)を導出するプロセスの有効性が、決断の有効性を担保するという建前である。

しかし時宗期以降、その建前・手続きが急速に省略され、基層が表面に露出する。それは佐藤が指摘した「理非の発見」から「理非の判断の強制機能」へ⁽¹²⁾という道筋であり、実はまず幕府儀礼の運営で顕著化した傾向である(別稿2)。佐藤が指摘した、得宗の私的な会議が幕府の公的な意志決定機関に等しくなった事実(非)や、御内人が公然と幕府機関へ大量進出した事実(制)の①・②もまた、同じ文脈にある。

では、なぜ得宗は表層の建前を希薄化させ、基層を露わにしたのか。この問題は従来、「北条氏は将軍になろうとして果たせなかった」というテーゼの是非という形で議論されてきた。北条氏権力を

「篡奪者の権力」と捉える村井章介によれば、幕府の編成は将軍—御家人間の人格的支配関係に立脚したが、出自が卑しい北条氏は将軍としてこれを掌握できないので、御家人と実際の支配関係を持ち始める将軍を定期的に追放し、将軍権力の抑制に努めつつ、北条一門の要職占有率を高め、実質的に幕府機構を制圧するしかなかった、という⁽¹³⁾。これに対して細川重男は、北条氏権力が義時以来、本質的に将軍の「御後見」として成立し継承されたため、自ら将軍になる必要性も意志もなかったと結論した⁽¹⁴⁾。

右問題の焦点は、畢竟、「北条氏は将軍職就任を望んだ」というテーゼの是非にある。これを是とする村井説に対し、細川説は非としたのだが、政治史・制度史的手法による当該問題の追究は停頓した観がある。とすると、未だ総合的分析・評価が手つかずに等しい当該期幕府の礼制史的分析は、残された有望な手段となろう。

但し、政治史的な所与の結論から演繹的に儀礼を解釈する、従来型儀礼論の手法では政治史の限界を脱し得ず、儀礼からアプローチする意義が薄い(別稿3)。特に、①儀礼は権力者の自己正当化・莊嚴化手段である、②儀礼は権力を強化する、③儀礼は社会秩序の再現である、といった通念は、今日の研究水準では依拠し難い。①は一面的に過ぎ、その通念で理解困難な儀礼が多数ある(年始弓始や傍輩響応儀礼たる埴飯)。②は有力な反証が多く、事実に反する(源実朝が官位昇進儀礼ごとに幕府内の反感を買って権威を損ない、壮大な右大臣拝賀儀礼の最中に弑逆された事実を明らかに)。③は、社会秩序の再現と無関係な儀礼(小児の魚味始や読書始)を説明できない上、儀礼主催者の主張の鵜呑みに陥っている。

秩序を意識した場合、儀礼とは、〈そういう秩序が存在するのだ〉という主催者の一方的な主張に過ぎない。しかし逆にいえば、そこには必ず〈その秩序において、自分は何者（であろうとする）か〉という主催者の自己規定の表現を含む。つまり、得宗主導の儀礼からは、その主催者が幕府を何だと考え、得宗を何者だと考えているか、という主張を読み取り得る。本稿は、時頼〜高時期の幕府儀礼に対する得宗の立ち位置の再検討から、得宗の自己規定を探り、それを先学の指摘した専制の公然化と関連づけて、〈鎌倉幕府における「公」的側面は、どこまで、そしてなぜ、北条得宗家に属するのか〉という問題として考察し、礼制史的見地から右の諸問題に新しい評価を試みたい（主な史料は略号で示した）。

第一章 「公」と得宗の同化、将軍と得宗の並列

（二三五）
 正中二年二月三日、^{（高時）}「太守御愛物常葉前」（御内人五大院宗繁の妹）が高時の長子邦時を産んだ。この誕生に関して、同日の金沢貞頭書状は息男の貞将（六波羅探題南方）に対し、祝賀の進物について詳細に指示した上で、「これハわたくしならぬ事にて候へハ、使者ハ過書を持てこそ、下候ハんすらめと存候」と指示した。得宗家嫡誕生への参賀は「私」的行為ではないので、引出物を持参する使者には過所を持たせよ、というのである。

安達時頭の所領拝領や大仏貞直の男子出生を参賀するよう称名寺長老剣阿に促した金沢貞頭の書状群に明らかな通り、参賀は対象を執権・得宗に限らず、本質的には一対一の個人的な人間関係に根差す礼節行為であった。一方、過所は、幕府交通制度内の通行コスト

を幕府の責任で負担・免除する保証書である。つまり貞頭は、私的礼節に根差すはずの儀礼の遂行にあたり、六波羅探題の職権による幕府の公的制度の利用を躊躇しなかった。

貞頭はまた前掲の書状で、「進物事ハ、^{（高時弟泰家）}左親衛より御剣・御馬被進候外ハ、外さまの人ハ未進候歟」とも記した。「外様御家人からの進物が未だ届いていないようだ」という表現は、その後に進物奉呈（参賀）が当然なされると予見・期待されたことを意味する。

高時の長子誕生に対する「外様」の御家人万般の参賀が期待されたのは、得宗家の存続・繁栄が幕府自体の存続・繁栄と同義であり、幕府の「公」の慶事だからと解する他ない。得宗の継嗣誕生で幕府の公的制度（過所）が使われ、外様御家人の参賀が当然期待され、そして連署、貞頭がこれを「私ならぬ事」＝「公」の慶事だと明言した事実は、得宗の存在自体が「私ならぬ」存在、幕府における「公」の体現者であったことを示している。それは得宗が幕府そのもの、幕府と団体だという理解に立脚していると考えねばならない。貞頭は延慶二年の高時元服を「昨日御元服之儀、無風雨之難、^{（18）}有天地之感、無為無事被遂行候了、天下之大慶此事候、幸甚々々」と評した。幕閣の認識では、得宗の通過儀礼の重要性は、幕府にさえとどまらない「天下」の重大事であって、邦時誕生の評価と総合すれば、得宗個人が日本国の「公」を構成する一要素へと成長していったことになる。

幕府における「公」と得宗の関係は、文保元〜二年頃^{（19）}の年月日欠貞頭書状の「昨日^{（高時）}始御寄合御出候き、天氣無為、長禪門快然、^{（丹喜）}無申計候、御成人之間、公事御出仕、喜悅之外無他候、心中併可有

御寮候」という、高時の寄合初出席の記述に明らかだ。

元来、日本では「公」が主に「天皇（が率いる朝廷）」を意味したので、幕府の政務を「公事」と呼ぶごとく自体に「公」概念の大転換を見出し得るが、ここでは措こう。源頼朝が初度上洛直後に前右大将家政所の職員を定め、中原親能以下七人（主に文筆官僚）を「公事奉行」に任じた事例や、「評定衆以下携公事輩」という用例もあり、幕府が自らの政務を一権門の「私事」でなく「公事」と見なし始めたのは、新しいことではない。

それより重要なのは、貞顕が寄合出席を「公事御出仕」と表現した事実である。時宗と貞時期の寄合では、定例的開催、専任奉行・合奉行の成立、発言順を決める籤制度、「寄合衆」身分の成立と大規模化・世襲化等々、寄合の制度化と評価すべき事態が次々と進行し、実質上は公的制度として確立したと評価されている⁽²²⁾。

しかし寄合の淵源・沿革を遡れば、経時の執権職譲与を決する「深密」の会議に始まり、時頼が重大な政治問題で開催した秘密会議の系譜を引き、構成員の一定数（特に奉行）を御内人が占め、開催場所は（幕府評定所で行う評定と対照的に）得宗の私邸であった。したがって、どれだけ公的・制度的性質を帯びても寄合の核心は「得宗個人の意味決定を輔ける諮問会議」であり、だからこそ最後まで「幕府の意志決定・執行手続きの場」たる評定と両立した。寄合で決する得宗の意思とは、得宗の人格に他ならない。それを行う寄合が「公事」であるならば、やはり得宗自身が「公」の性質を帯びたと解する他ない。

問題は、将軍との関係である。細川は、寄合の公的制度化と、時

宗期以降の得宗による「将軍権力代行者」の地位確立（いわゆる主従制的支配権の将軍からの吸収）を関連づけた⁽²⁴⁾。この説に従うと、〈得宗の「公」化は、将軍の「公」的性質の奪取である〉という構図が描かれよう。しかし、この構図を認めると、「公」的性質を奪取された将軍は何者なのか、理解・位置づけが不可能となる。得宗が将軍から「公」的性質を完全に奪い去れるならば、将軍は一人に成り下がる。しかし一人としての将軍は全く幕府に不要なので、得宗率いる幕府は将軍を擁立し続ける努力を払わなかったはずだ。

現実には将軍という存在を確保する努力が払われ続けた以上、将軍は組織の根幹、つまり幕府の「公」的側面の体現者であり続けたと解さざるを得ない。そして、得宗もまた「公」の体現者であった事実が否定し難いならば、得宗専制期の幕府には、将軍・得宗がともに「公」の体現者として並立した二頭体制を認めねばなるまい。

このことは、通説的な得宗専制の特質とどう照応し、何を意味するか。ここで政治史・制度史的な通説を再確認しておこう。

佐藤の指摘によれば、嘉祿元年に一人で発足した評定衆に北条氏は皆無であったが、仁治三年の泰時死去までに一九人中五人が北条氏となり、概ね泰時と時頼期に北条氏の占有率が二割程度で推移した後、時宗期に急に四割を超え、鎌倉末期には約半数に及んだ。

また発足時に二五歳未満を含まなかった評定衆の年齢構成は、時宗期に北条氏一門から二〇代前半の就任者が現れ、貞時期に一〇代の就任者が現れると同時に六〇歳以上の就任者が消え、高時期には四〇歳以上の就任者が消えるという低年齢化が進んだ。また村井によれば、従来北条氏が〇〜一人に過ぎなかった引付衆でも、文永二年

の異動で一挙に北条氏から四人、しかも全員二〇代の新任者が出た⁽²⁶⁾。かくして若年の北条一門が相当割合を占めた評定・引付は明らかに機能低下形骸化し、北条氏にとって評定衆・引付衆のポストは出世の一階梯としての肩書に過ぎなくなるとされる⁽²⁷⁾。

かかる北条一門の要職占取傾向は、幕府の私物化という印象を与える。しかも、得宗の手足たる御内人が幕府機関の要職に数多く進出した現象は、その印象を強める。末期の評定衆に御内人の最有力者長崎高資が連なり⁽²⁸⁾、御内人安東貞忠が評定の出勤管理を掌る「参否」役を勤めた事例⁽²⁹⁾、時頼が執権(そして不可分の侍所別当)引退後も侍所の次官(所司頭人)に御内人平盛時を据えて執権(同時に侍所別当)長時の頭越しに侍所を掌握した事例、御内人が侍所の検断関係職権を独占した事例等がそれである⁽³⁰⁾。

時宗期以降に評定・引付に代わって幕政中枢を担ったのは、得宗とその忠実な頭脳(北条一門有力者や姻戚安達氏)・手足(御内人)、そして直接掌握された一部の幕府吏僚であった。時宗連署期の文永三年と貞時執権期の永仁元年の二度断行された引付廃止と得宗への裁決権集約は、いずれも不徹底(後に引付が復活)とはいえ、評定衆の全員合議制を解体し、(得宗の専断を従順な手足に執行させる体制)を公然と宣言した出来事であった。

この体制の中核が寄合であり、幕府の最重要決定がもはや評定で行われないことを公然と示す会議であった。経時末期・時頼期にかけて、主に執権職継承等や内乱の戦後処理等の最重要事に際して臨時に、かつ内密に行われたそれら会議が、時宗期以降は定期的、公然と、奉行等を配置してシステマティックに運営された(連・④)

等)。時宗期寄合における問注所執事大田康有の恒常的な参加、貞時期寄合における問注所執事大田時連・政所執事二階堂行藤の参加は、得宗が制度的職権ではなく、各機関長官との人格的結合を介して、直接に政所・問注所を把握・使役したことを意味する。

貞時はまた、文永四年の越訴奉行廃止や永仁二年の越訴制限立法(貞時直断の成敗を越訴受理の対象外にする)、正安二年の得宗被官による越訴方機能の吸収等、得宗の裁許を相対化し得る越訴制度の制約を強め、得宗の決定の絶対化を進めた。右の引付廃止・越訴制限に加え、御家人に親族譲与を除く一切の所領処分(入質・売買・他人和与)を禁じた文永四年の追加法を総合して、村井は「権力の中核を掌握した得宗勢力が、御家人の諸権利、御家人社会の法的慣習」道理に対して試みた公然たる挑戦(傍点引用者)と評した⁽³¹⁾。

佐藤は、時頼期に不応訴(召文違背)が犯罪と位置づけられ始めた事実、「裁判を訴訟両者の調停的機能から、理非の判断の強制機能に転換させる、裁判原理の変更」を見出し、時頼による訴訟人の権利の制限を「甚だしく武断的、職権主義的」と評し、また貞時期の訴訟関係立法を総括して「裁判の理念は理非の発見から公権力により規制・鎮庄に変わった⁽³²⁾」と評した。得宗専制への道とは、「得宗の裁決は、得宗の裁決であるが故に至上の理である」という、最もプリミティブな権力の形への道であった、と換言できよう。

以上、総じて時宗期以降の得宗は、最高権力(北条氏の幕府支配)が畢竟得宗個人の人格に恣意に発することを、迂遠な手続きや理論武装によって隠すのをやめ、公然と表現・強調した(これを細川は、寄合の公的制度化の達成と解した)⁽³³⁾。(幕府が実態として得宗

の支配する政權なら、建前もそうしてしまえばよい」と割り切った、この極めて単純素朴な認識こそ、得宗専制の最大の特色であった。

如上の特色は、幕府礼制にどう顕れたか。儀礼分析から得宗専制と將軍の關係を追究した盛本昌広は、久明期にも將軍儀礼が行われた事実から、北条氏の実權掌握と裏腹になお將軍が「幕府儀礼を生み出す源泉」・幕府儀礼の主体であり続け、幕府儀礼の「執行こそが將軍の存在意義」とした。そして、得宗家は幕府儀礼の執行主体の地位を將軍から「奪取」せんとしたが、實際上困難なため、得宗家儀礼を肥大化させ、儀礼に不可欠の人々を吸収して權威を高め、將軍家儀礼との対抗を図り、それが貞時期に顕著化して得宗が將軍の行動を模倣する一方、將軍が勤める幕府儀礼の主体を得宗自ら勤め始めたという。

かかる筋書きは、幕府諸機関・重職に北条一門・被官が占める割合を上げて、量的に他勢力を圧倒し事実上幕府を乗っ取ってゆくという、村井が説いた筋書きとよく照応する。

しかし、この筋書き（以下、篡奪指向説と仮称）では、得宗が將軍から幕府儀礼の主体たる地位を奪う動機が、説明されない。村井説や盛本説は、〈権力者一般に普遍的な權勢欲が得宗にも当然あった〉というテーゼと、〈得宗は可能なら將軍職奪取を望んだはずで、得宗が將軍の領域を侵した現象はその痕跡だ〉という未証明のテーゼを、自明視している。

しかし、当該期儀礼の態様は本当に、それらのテーゼと矛盾なく整合するだろうか。

嘉暦四年五月五日発給と推定される金沢貞頭書状に「太守禪閣(當時)

子若御前、来九日御馬乗始、御弓あそはしそめ候へしとて候、扶持事、可為相州之由承候、自両方可有御引出物之旨承候、元服など(執權守時)

のやうに候ハむするけに候、無先例候歟、雖然徳治二当殿御時、宗宣奥州始此沙汰候云々、不可然事候哉」とある。高時の長子邦(六)

時の初めての乗馬・弓射は、元服等を模して引出物を伴う儀礼に仕立てられた。いわゆる、「矢開」に相当し、先学も注目するこの儀礼(三〇七)

は、徳治二年に高時のために創始された。重要なのは、御馬乗始のモデルを、將軍繼嗣頼嗣（三歳）や將軍宗尊（一一歳）の「乗馬始」に求め得ることである。(三七)

また元徳二年三月四日貞頭書状に「太守禪閣去月廿五日、石長老(夢窓疎石)の二階堂紅葉谷也、の庵へにハかに入御、安乗僧都坊・二階堂など御らんしめくられ候云々、石長老自円覚寺興を飛てまいりて、御茶すくめまいらせられ候けるよし承候、又此四五日之程、寿福寺へも入御候けり、方々へ御遊覧候歟、明日入院ニも可有御出之由聞候」と見える。往年の將軍の鎌倉近隣逍遙・御家人宅入御と類似する得宗の臨時出行が「入御」「御出」と表現され、京都に報じられる重要行事と化していた（「明日入院」は明極楚俊の建長寺入院）。(二九三)

盛本は、同様の將軍模倣を、(二九三)「宮御社参」、一二日条に「相州社参歟、禪門又参了」と見える、將軍久明・得宗貞時の別々の年始鶴岡参宮に見出した。(三九)しかし、一二日条には御内人平頼綱の参詣が併記されているし、また嘉暦元年(二三〇)

元徳二年の正月発信と推定される貞頭書状に「今夕精進始候て、可参詣八幡宮候、忠時同前候也」とあり、執權貞頭が孫忠時と年始に鶴岡社に参詣している。頼綱は御内人に過ぎず、しかも自ら積極

的に久明親王を將軍に立てた人物であるし、貞頭は執権職さえ反対派の襲撃を恐れて一〇日で辞した人物であって、彼らが將軍の模倣・篡奪を指向した可能性はない。年始めに鶴岡社に参詣した事実のみから、將軍の模倣・篡奪指向を説くことは難しい。

〔また盛本は、『とはすがたり』(巻四)の「相模の守の宿所のうち」にや、角殿とかやとぞ申しし、御所さまの御しつらひは、常のことなり、これは金銀金玉をちりばめ、光耀鸞鏡を瑩いてとはこれにやとおぼえ、解脱の瓔珞にはあらねども、綾羅錦繡を身にまとひ、几帳の帷子引き物まで、目も輝きあたりも光さまなり」という描写に基づき、將軍御所を凌駕する得宗邸の豪華さに、將軍の克服を指向する得宗を見出した。⁽⁴¹⁾〕

しかし、『増鏡』(下、第十一、さしぐし)には、「宮の中の飾り御調度などはさらにもいはず、帝釈の宮殿もかくやと、七宝を集めてみがきたるさま、目もかゝやく心ちす、いとあらまほしき御有様なるべし」という將軍久明御所の描写があり、將軍御所が得宗邸に對して特段の遜色ありと断ずるのは躊躇される。右史料群から導き得るのは、將軍御所に劣らない得宗邸の豪華さ、つまり將軍に並ぶ得宗の有様である。

第二章 將軍・得宗二頭体制と儀礼の担い手

— 御家人の弱体化 得宗の請負 —

次に視点を転じて、個別の儀礼の態様を掘り下げよう。得宗権力の幕府侵蝕と関連づけられやすい幕府儀礼の一つに、二所詣がある。二所(伊豆走湯山権現・箱根権現十三島大明神の事実上三社)詣は、

頼朝期以来の重要な將軍の年中行事である。

頼朝が特に三社を重視した理由を、三社の衆徒との軍事的緊張関係に基づく軍事力の誇示とする説もあるが、根拠は乏しい。⁽⁴²⁾幕府と二所が政治的に接点を持った形跡は、全く頼朝挙兵時に集中する。したがって二所詣の第一義的な存在意義は、幕府・北条氏双方にとって、挙兵・幕府開創を想起させる記念的行事だという点にある。

田辺旬は、政子・泰時・重時ら北条氏が継続的に二所参詣した事実注目し、その理由を、挙兵・幕府開創を想起させることが「幕府権力の維持に役立つ」からと推測した。⁽⁴³⁾しかし、二所参詣がなぜ、いかなるメカニズムで、幕府権力のいかなる側面の維持に貢献するのか説明がなく、また二所詣が現にそのように機能した徴証もない。

頼朝の挙兵は三島社祭礼の日であり、伊豆山は石橋山合戦で頼朝を支援し(政子を匿う等)、箱根社は合戦で窮地に陥った頼朝を匿った。三島社が加護せねば挙兵(山木兼隆襲撃)は成功せず、伊豆・箱根社が助けねば頼朝らは石橋山の敗戦を生き延びられず、後の幕府成立はなかつた。三社は挙兵段階で頼朝勢を加護し、幕府創立を可能ならしめ、鶴岡八幡宮の勧請以前、つまり最も早く幕府創立に協力した神なのである。二所詣は、それを謝して永く関係者が報賽する責務の遂行なのであり、権力論に回収する必要はない。

この二所詣(のための精進)を、「幕府首長の果たすべき、大切な責務」とし、「將軍家に備わる」「権限」と見た寛雅博は、得宗貞時がそれを行った(厳密には長崎左衛門某の代参)記録が⁽⁴⁴⁾二月二三日条・二四日条・閏二月二日条に見えることを重大視した(鎌倉年代記)文保二年条に「二月十七日、相州二所・三島参詣」と、

高時の二所・三島参詣も見える。寛は明言しないが、將軍固有の権限を得宗が奪取した印象を示唆した。これに対して田辺は、將軍久明が二所詣を行った事実から、「北条氏が、鎌倉殿の祭祀を奪取したとは言えない」と指摘した。得宗は二所詣を、將軍とともに行ったのである。將軍の二所詣は幕府代表者の責務なので、得宗も同じ立場にあると自己認識している。そしてその認識は、將軍の排除を指向しなかった。將軍・得宗は並列関係にある幕府代表者であり、後期鎌倉幕府は將軍・得宗の二頭体制と見なすべきであることが、示唆されよう。^(三六)

また正中三年正月一七日貞顕書状によれば、正中三年の年始、金沢忠時は得宗高時・邦時亭に参賀し、また叔父貞冬と將軍御所に参賀した。ところが高時から將軍守邦への年始慶賀は、使者安東貞忠が將軍御所に遣わされ、撰津親秀が「申次」を勤めて（兼日に申次を依頼された兄親鑿の差配だろう）將軍に伝達されるという形を取った（忠時・貞冬らは申次を介した形跡がない）。「申次」という名称や、兼日の申次依頼という段取りの共通性から見て、これは公家社会の拝賀（昇進表謝儀礼⁽⁴⁶⁾）の「申次」に由来し⁽⁴⁷⁾。

拝賀では、拝賀者が申次に「事由」（参上目的＝昇進の謝意表明）を告げ、申次が権門（天皇ら）にその旨を伝達すると、「聞食⁽⁴⁸⁾」という返答が申次を介して拝賀者に伝えられ、拝賀者はそれを承けて拝礼（舞踏か再拝）する。即ち拝賀の手続上、拝賀者は申次とのみ直接対話するのであり、拝賀の客体とは直接対面しない（内々に招いて対面することはある）。

右から類推すれば、得宗が使者を派遣し申次を介して將軍に賀し

申す参賀でも、使者は將軍と対面しなかっただろう。將軍に對面したと解される金沢氏らと得宗は、この点でも相違する。そして重要なのは、一般的な主従が踏むべき手続きを逸脱して、得宗が自ら参上せず使者の派遣で祝賀を済ませるといふ、將軍に對して對等に近い立場で振る舞ったことである（室町期の年始の室町殿参賀で、必ず撰闕以下が室町殿御所へ参上した事実と對比されたい）。ここにも礼節上、將軍・得宗の二頭並立の痕跡を見出し得る。

また盛本は、頼家期の建仁二年以降に恒例化した將軍の鶴岡放生^(二六五)の流鏝馬見物で、文永二年に得宗時宗以外の棧敷が停止され、^(二九)正応五年に將軍の棧敷が用意されず貞時の棧敷に將軍久明が入御し、^(二九四)永仁二年に貞時が固い物忌を憚らず棧敷で見物した事実等を指摘して、儀礼の見物主体が將軍から得宗に移りつつあったとし、篡奪指向説の根拠とした。⁽⁴⁸⁾

しかし現実には、幕府末期まで將軍は放生会に出御した⁽⁴⁹⁾。得宗が將軍の排除を望めば圧倒的権力で実現したに違いなく、そうならなかった以上、得宗はそれ意図していない。右の事例群で示されたのは、將軍・得宗が相並んで流鏝馬を見物する二頭体制である。

では、文永二年に將軍以外で唯一、そして正応五年には將軍さえ構えない棧敷を唯一得宗が構えた理由は何か。その答えは年始的始の変遷に求め得る。的始（弓始）は年始に將軍見物のもと、御家人が二人一組で射術を競う儀礼である。以下、永井晋の專論に導かれ⁽⁵⁰⁾つつ論じたい（以下、断らない限り基礎的事実は永井の指摘）。

的始の初見は、^(二一八〇)寛治承四年二月二〇日条の頼朝の新造御所における的始である。この御所新造に伴う八日前の移徙の儀、その後

続いた始・御行始・坑飯等の儀礼群は、〈朝廷の法体系から独立した、鎌倉を本拠とする政権の始動〉を宣言する儀礼群であり、これを機に〈鎌倉幕府で「時の区切り目」に行うべき儀礼群〉として確立・パッケージ化され、後に全て主要年始行事となる（別稿5）。永井は的始を「鎌倉が武家であることを象徴する儀礼」（四五頁）と評した。鎌倉幕府は弓・馬の操作術に長じて戦闘を職能とした戦士の集団（＝武家）であり、弓射という所作がその際だった個性を象徴したことは疑いない。

（二一八）
 但し、正月行事としての弓始の初見は文治四年正月六日条まで遅れる（対平家戦争の終結後）。『弓術を中核とする幕府の最重要年中行事』という点で共通する鶴岡八幡宮放生会の流鏑馬が、前年八月に創始・恒例化された事実と同じ文脈にあると見てよからう。鶴岡放生会流鏑馬の意義は様々に説かれるが、本稿では深入りしない。ここでは、戦闘集団たることを象徴して臨時的に行われた的始が、平時の恒例行事に位置づけ直されたことだけ確認しておこう。それは御行始や吉書始等と同様、組織の構成員が日常的に（あるいは非常時に）行う可能性が高い重要な所作（御行始なら將軍出行、吉書始なら幕府政務、的始なら戦闘）を、時の区切り目ごとに予め「○始」という形で行っておき、社会的に従事可能にしておく儀礼であって（別稿4）、つまり〈自分達は平時にあっても弓術への従事を社会的属性の一つの柱とする集団だ〉という主張であり、それを年始に行うことは、的始が組織（幕府）の根幹的属性に自己規定を象徴するという主張に他ならない。

ただ従来、幕府儀礼論一般は自己規定問題よりも（奪権闘争的な

筋書きを描く）政治史の補強材料とされ、的始にも、幕府が「御弓始を執行することで軍事力の結集を恒常化させようとした」と見なす説がある。かつて鶴田泉が流鏑馬の分析から導いた同じ結論の再活用と思われるが、それらが成立しないことは、次の諸点を指摘すれば足りよう。第一に、元来、戦争目的で成立し、戦争を通じて結集していた幕府が、改めて軍事力結集を図る必要性は認められない。第二に、弓術に秀でた個人を数人揃えても、「軍事力の結集」というには程遠い。第三に、上述の通り、流鏑馬も弓始も、最も軍事力結集を要する戦時中（対平家戦争中）に定例催行された形跡がない。これに対し、永井は射手の供給源を追跡した。その成果によれば、頼朝期に有力在庁系武士が担った的始射手は、頼家・実朝期に担い手が拡大して、相模・信濃（諏訪社の御射山神事等と関連か）の御家人が過半を占める。頼経・頼嗣期は同じ傾向を保ちつつ（但し伊豆の御家人が一定比重を占めた）、摂家將軍確立に伴って儀礼形態が整備され、射手が侍（諸大夫未満）の役に固定し、將軍と射手らが御所の殿上・庭上に隔てられて申次（政所別当・評定衆ら高官）を介して対話する等、身分制的な整備が進んだ。

当初、「当座の準備で十分に対応ができる規模」（三六頁）であった的始は、建長〜文永初年（時頼期〜時宗初世）には、前月から周到な準備（書類選考と実技審査）を重ねる儀礼へと整備され、かつ射手の担い手に重大な変化が現れる。まず武田・工藤・本間氏ら御内人が勤め始め、更に永仁〜延慶年間（貞時期）には御内人の射手が外様御家人を圧倒し、応長以後（高時期）には射手筆頭も御内人が全く占めるに至るのである。しかも、元来は將軍が御家人の射技

を観覧する儀礼であった始で、貞時期に得宗の観覧が確認され始め、将軍が出御しなくなるという(四四〇五頁)。この状況を、永井は「北条貞時政権下の始は北条家が鎌倉を代表する武家であることを示していた」(四五頁)と総括した。

射手への御内人の大量登用(後に独占)と、得宗の観覧とを総合するに、儀礼の前面に得宗の個人的人格・勢力が進出したことは明らかだ。そして永井は言葉を選びつつ将軍の撤退を併記・対比して、将軍が「鎌倉を代表する武家」でなくなったことを右総括に含意させ、「将軍と射手との間に成立した儀礼の基本構造が形式的にも消滅した」構図を示した。

ただ、③正月一四日条や『御的日記』永仁六年条が執権貞時の出欠を記録し、将軍の出欠を記録しなかった事実から、将軍観覧の消滅を導くかは再考の余地がある。(四四頁)

④同条の「御的、太守無御出仕」という記事を、八日条の「心経会如例、太守御不参」という類例と対比されたい。(二五二)

八日条に「営中心経会也、将軍家出御」、翌四年同日条に「幕府心経会也、将軍家御出座如例」、正嘉二年同日条に「有心経会、将軍家御出二棟御所」とあるように、心経会は将軍出御を恒例とする将軍御所の行事であった。将軍の出御は自明なので④では記載されず、他方で得宗の出欠は自明でない故に記載されたのではないか。

そしてかかる推論が、同じ日記の始記事にも適用可能ではないか。また⑤八月一五日条に「鶴岡八幡宮舞楽云々、御所憚之間、無御出」と、将軍の不参加が明記された(「憚」は一〇日条に見える、前月二七日の青蓮院門跡慈助法親王(久明の父後深草院の弟)の死

去)。他方、翌二六日条には「放生会、流鏑馬以下儀式如例」とある。出御の事実は明記されないが、傍点部は通例の将軍出御を含意した可能性が高い。

以上より、同記は自明の将軍出御を記載せず、不慮の不出御のみ記載した可能性が低くない。そしてそもそも、将軍観覧が消滅したと見る永井説に従う場合、得宗も出仕しなかった同年の始には、誰も観覧者がいない。鎌倉殿の観覧を大前提に成立・継続した始が、観覧する貴人を全く欠いてなす遂行され得る可能性は、極めて低いだろう(得宗が唯一の観覧者で、かつその日に得宗の都合が悪くないなら、日程を延引するのが順当だろう)。

以上より、始の将軍出御は消滅しておらず、したがって始でも得宗は将軍に代位せず、将軍と並立したと考えられる。では、それは得宗による将軍位篡奪指向を意味するか。

ここで、並行するもう一つの注目すべき現象、御内人の始射手進出の意義を再検討したい。御内人が重要幕府儀礼の表舞台の、しかも最重要の役たる筆頭射手に踊り出たことは、政務制度・機関への御内人進出と同じ傾向であり、やはり幕府が儀礼的側面でも得宗家の私物と化してゆく印象を与える。しかし、その印象は正しいだろうか。

ここで、筆頭射手が武田・工藤・本間という御内人諸氏のみで占有される現象が建長年間から確認され始めるという永井の指摘に立ち戻りたい。永井はその理由に言及せず、「北条氏が鎌倉を主導する武家」となったこと(得宗の権勢拡大傾向)と、一般論的に関連づけて理解したと推察されるが、実はこの時期は、幕府儀礼の大き

な転換期であった。

建長年間、特に建長四〜五年は、幕府儀礼の所役参仕を御家人が通避(免除申請や対捍)する傾向が激増した時期であり、通避は特に將軍出行供奉人(随兵等)と的始射手において著しかった。⁽⁵⁵⁾ 関係記事は枚挙に遑ないが、(●)建長五年正月九日条の「於前浜被撰御的射手、雖令参向、多以有申障之輩」、正嘉二年正月一五日条の「於御所弓場有御弓始、而山城三郎左衛門尉近忠者、兼日不被仰之間、被撰定之時、雖不承、臨期被召加之、今年、依少可然、射手也、^(二六〇)文応元年二月一六日条の「明年正月御弓始射手等事、被差定之処、称所勞申障之輩、相交之間、今日、於小侍所相模太一郎殿・越後守等經談合、自由対捍、不可然、内調之時企参上、可申子細之旨、被下御教書云々」といった記事を挙げれば足りよう。

通避増加の最大の理由は費用負担の困難化と思われる、実際、関東御公事として賦課された境飯役・流騎馬役等の幕府行事運営費が、千葉氏級の御家人にさえ調達・納入困難な過負荷と化していたことが『中山法華経寺聖教紙背文書』に明らかである(別稿5)。

かくして、時の小侍所別当金沢実時・北条時宗の「主要課題は御家人の所役通避をなくしていくことにあった」と評されるほど、時頼政権の儀礼運営では「自由対捍」が深刻化し、時頼は生前を通じて対策(参任命令の厳格化等)に取り組んだが、結局改善しなかった(別稿2)。つまり、当該期には的始射手が恒常的に不足した。

ここで、永井の次の指摘が重要になる。的始射手は元来専ら東国御家人が担ったが、時頼期(建長以降)に伊予河野氏や丹波周枳氏ら西国御家人が現れ、高時期(応長以降)に幕府奉行人吉良氏・越

後陶山氏・越中石黒氏・越中林氏・備中陶山氏等が射手の常連となる等、更に供給源が地域的・民族的に拡大した(四二・四五頁)。永井はその理由を、「北条氏が鎌倉の武家を代表する家であることを示すためには、東国御家人の系譜を引く人々だけで射手を構成することは相応しくなかった(四五頁)」としたが、北条氏が幕府代表であることは泰時期以降、特に宝治合戦後には自明であり、躍起になって誇示する必然性が乏しい。

しかし、的始射手の「自由対捍」傾向を考慮すれば、現実的な理由が導かれよう。東国御家人の所役通避で射手が不足し、その穴を西国御家人で埋めざるを得なくなった、と。西国から鎌倉に参上・滞在する負担は莫大で、東寺領伊予弓削島雑掌の加治木頼平は「日別百五十文」、毎月四貫数百文の鎌倉滞在費を費やして借錢と利子に圧迫され、東大寺執行法眼某も関東下向の「旅粮」に五九貫八四五文の巨費を計上した。⁽⁵⁷⁾ 同様の無理を強いてまで西国御家人を鎌倉に召した事実には、東国で射手を確保する困難さを読み取れよう。

右を踏まえれば、御内人の大量進出や筆頭射手の独占化傾向にも、新たな評価が可能となる。時頼は射手の供給源を西国御家人へと拡大したが、もとより地理的・経済的制約のため、大規模・恒常的な動員は不可能だ。そこで最も手近な動員可能な武士(しかも本質的には御家人)であり、かつ動員命令に絶対従順な御内人に目をつけ、その本格的動員に踏み切った可能性が高い、と。それは権勢欲に基づく支配強化ではなく、本来の供給源(公的資源)からの人的資源が調達不能に陥り、幕府儀礼が回らなくなったため、得宗が自腹を切って(私的資源から)不足分を供給し肩代わりした、という

構図である。

それは幕府の構造に対する得宗勢力の浸潤だが、將軍権力篡奪のための蚕食ではなく、自立できない幕府の維持費の肩代わりである。かつて寛雅博は、「吾妻鏡」なかならず承久乱後の幕府の日常生活にかかわる記事を通読するものは、鎌倉に催されるさまざまな儀式・行事に際し、北條氏一門の人々が如何に莫大かつ多様な出費をおしまなかったか、一驚を喫せざるを得ぬ。それは、まさしく、かれらが自分自身を幕府それ自体と信じていたがゆえであって、得宗家以下、一門の人々の勤仕する関東御公事は、他の御家人とは異なる価値観の上に立ってなされつつあったといえよう」と、幕府政治史に不可欠の視角を示した。⁽⁵⁸⁾ 本稿の考察結果は、右提言に誤りないことを示している。

第三章 政争の負債としての得宗の幕府儀礼負担

幕府の維持費を得宗が肩代わりした明徴は、時頼期の⁽⁵⁹⁾に複数得られる。正元三年三月二八日条に、御所奉行二階堂行方が管理する「御息所御服用充註文」を、將軍宗尊が確認した記事がある。当該注文は、御息所（宗尊室近衛宰子）の衣料・装飾品・日用品の供出担当者をも別に割り振ったリストで、例えば「正月分 御小掛^{二階織} 御表着^{二階織} 重御衣^{下綾上^一} 御単 紅御袴 三御小袖 三御衣 二御衣 二御小袖 二具 薄御衣 白御衣 御裳 色々御小袖五具 御夜衣 御明衣 二 今木二具 御櫛一束 御櫛払 御払 御畳紙 御眉墨 御眉造 御緒 御白粉 御護」等とある。そして同条に「…已上七ヶ月可為奥州禪門御沙汰…已上五ヶ月相州禪門^(時頼)

御沙汰也」とあるように、一年分を北条重時（七ヶ月分）と時頼（五ヶ月分）の二人だけで負担した。時頼・重時ともに出家の身で、現任の執権・連署ではなく、したがって彼らは職位に基づかず、〈北条氏の最上層（宿老筆頭）⁽⁶⁰⁾が幕府自体の維持費調達に責任を負うべき〉という認識に立脚して負担したに違いない。

こう考えると、⁽⁶¹⁾宝治元年八月一日条の「恒例贈物事可停止之由、被触諸人、令進將軍家之条、猶向御後見之外者、禁制云々」という八朔進物禁止令にも、先学と異なる評価が可能だ。盛本は、年始壇飯や御行始の主役の独占を北条氏が進める傾向の中、御家人が將軍と結びつく機会として、八朔等の新たな贈与慣行が成立・流行したと解した。⁽⁶²⁾ 北条氏の他氏排斥に対する対抗、という構図である。しかし北条氏による元日壇飯沙汰人の独占は奪権闘争の手段でなく、執権泰時が自己を御家人一般と同じ「傍輩」に位置づけ、儀礼運営を一手に引き受ける政治的配慮であった（別稿1）。したがって壇飯を例証にして、儀礼をめぐって北条氏と一般御家人が対抗関係にあった構図を描くことはできない。

壇飯沙汰人の独占や、上述の將軍御所の維持費負担等、泰時期以降の北条氏は、他の御家人が負わない負担を独自に引き受けてゆく傾向が強い。執権・連署以外が將軍に八朔贈物を贈ることを禁じた右禁令もまた、北条氏だけに八朔進物の経済的負荷をかける法令であったことを見逃すべきでない。八朔進物禁止令は弘長元年閏東新制で「八月一日贈事々／近年有此事、早可停止之」と繰り返されたが、それは「旅籠振舞」（過分の饗応）を禁じた「客人饗応皆存略儀、可止過分」という条や、「御儲事／御引出物以下、各々可存略

儀」という条等の、過差停止令と同じ文脈にある。⁽⁶²⁾つまり過度の饗応・贈答を是とする社会的諒解(空気)に御家人が呑みこまれて財産を持ち崩す趨勢の一部として、八朔進物もまた社会的に強いられる、任意の出費として御家人経済を圧迫していたのであり、禁止令にはその社会的義務から御家人を解放する効果を期待し得た。

当該禁止令の本質が御家人の出費抑制(による財政健全化を通じて御家人役負担の正常化)にあったならば、執権・連署だけが八朔進物を行うことは、御家人救済のため八朔をほぼ全廃しつつ、経済的余裕のある北条氏だけが負担を引き受ける形で、せめて将軍に八朔進物を奉呈したい社会的欲求を満たそう、という配慮と解せる。

以上を踏まえると、上述の得宗専制期の諸現象も、単純で一貫した説明が可能となろう。

鶴岡放生会における将軍の棧敷の財源は、関東御領の収入か関東御公事による賦課だろう。前者ならば将軍家に出費を強いて幕府財政を直撃し、後者ならば御家人財政を圧迫して御家人の所役遂行意欲を更に削ぐことになる。しかし得宗が得宗領の収入で棧敷を造営することは、全く過負荷でなかっただろう(庶流の金沢氏さえ、公事賦課の対象となる公田だけで六五〇〇町以上の田地を知行した。⁽⁶³⁾得宗家の知行する田数は計り知れない)。

ならば、^(二九二)正応五年に将軍が棧敷を構えず得宗貞時の棧敷で見物した事実は、将軍棧敷造営を略して、^(二六五)将軍家や御家人の経済的負担を緩和する方策と理解可能、^(二六五)文永二年に得宗時宗以外の御家人の棧敷が停止されたのも、御家人負担の軽減策と理解可能であり、両度とも得宗だけが棧敷を造営することで、鶴岡放生会流鏑馬に最低限必

要な設備を得宗が丸抱え的に負担したと見なし得る。得宗専制期の幕府儀礼では、可能な限り将軍・御家人一般の負担軽減を図りつつ、同時に得宗が集中的に負担する構図が共通して見出される。それは換言すれば、幕府儀礼の遂行に得宗が集中的に責任を負うことにならぬ。^(二九四)永仁二年、固い物忌中の貞時が流鏑馬見物を強行した事実は、この責任感の現れと解釈可能である。

その責任感、得宗権力に寄生して権力者たり得た北条一門にも波及した可能性が高い。

金沢貞頭は元徳二年の書状に「塩田陸奥入道、明年諏方七月頭役之間、暇申て奥州所領へ下向候とて：□年に一度の役之由承及候しニ、当世ニハ数ヶ度勤仕候、深信之故候歟」と記した。北条一門の塩田国時(重時孫、義政子)が「諏方御頭役者廿箇年一度為巡役」という稀な諏方社七月(御射山祭礼)頭役を何度も勤めたことに、貞頭が感心している。

また貞頭自身、元徳元年には「来三月上旬御所の旬雜掌にて候、白土器・村雲など可入候、来月中下着候やうに可沙汰進」と、一日ごとに将軍御所中の消耗品調達等を(恐らく結番制で)担う「旬雜掌」の役に就き、京都と連絡して土器(「京土器」)等の調達に奔走した。⁽⁶⁶⁾当時の貞頭は前執権・一門宿老筆頭であり、かつて一門宿老の筆頭時頼・重時が担った将軍御所の日常的運営の系譜を引く所役が、制度化されて北条一門(特に長老)に分担されている。また貞頭は、翌年二月二日の「御所入御相州亭事」(将軍守邦の執権守時渡御)に息男貞冬の供奉を小侍所から求められ、難渋せずに従っている。⁽⁶⁷⁾

国時の熱心な神役勤仕を、貞顕は単純に深い信仰心の故かと推量したが、貞顕の御所句雑掌や貞冬の将軍出行供奉をも総合する時、御家人一般による神役対捍訴訟の多さや所役対捍傾向の高さに比して、北条一門全体の熱心さは十分特筆に値する。

かくして得宗専制期、(御内人・一門を含む)得宗勢力は、既存の御家人制で担えなくなった幕府儀礼を、主催(得宗の観覧や動員発令)・儀礼従事者確保(御内人の動員)・財源提供(得宗領収入の充当)・事務(御内人の動員)という全方面から丸抱え的に担うに至った。では、得宗勢力はなぜ、かかる負担を受け入れ、独り幕府維持に責任を負ったのか。

上述の通り、得宗勢力の幕府丸抱えは、御家人一般が負担能力を喪失したことに起因する。そしてその御家人の弱体化は多分に、得宗勢力自身が繰り返した内乱・肅清に起因している。それらの肅清を経るたび、北条氏の政治的優越は確実化し、幕府中枢に占める人数的割合は上昇し、(幕府は北条氏が運営するもの)という性質が濃厚となり、その分、生き残った御家人一般にとって幕府運営は他人事となった。(幕府が北条氏のものに近づくならば、幕府運営に責任を負う者も我々御家人ではなく北条氏であるべきだ)という認識は、広く醸成されただろう(時頼期の御家人が、幕府の堀飯役負担を難渋する一方で、私的な堀飯や「旅籠振舞」と称する過差的饗応を繰り返したのはその証左だろう(別稿2))。

そして最も深刻と思われるのが、御家人の絶対数減少と規模の低下である。頼家期の畠山重忠・梶原景時ら幕府草創の功臣肅清に始まり、和田合戦で相模・武蔵の主力御家人の相当部分が族滅・没落

し(敵方に誅殺者一五九名・降人二八名、味方に討死五〇名・千名以上の負傷者)、更に宝治合戦で「泰村以下為宗之輩二百七十六人、都合五百余人令自殺」という被害(余波で討たれた千葉秀胤一族を含まない)を出して三浦氏・毛利氏らが族滅・没落し、霜月騒動(と派生的な岩門合戦)では安達泰盛以下「五百人或自害」といわれ、泰盛分国の「武蔵・上野御家人等自害者」も多数に及んだ。

御家人の総数が多くて二〇〇〇家程度と推算される中、右の肅清で出た被害はあまりに大きく、幕府を担うべき御家人の絶対数自体が激減していた。そして徳治三年の著名な中原政連誹草第四条に「諸御家人所領分限事、昔過半不劣千町畝、今千町分限、不過十余人乎、十分九者、四・五十町畝、其以下二・三十町、十・二十町許也」とあるように、かつて過半といわれるほど多数存在した、所領規模千町以上の御家人は鎌倉末期には十余人に過ぎず(算はその中に金沢氏等の北条氏有力一門が含まれないと見る)、御家人一人あたりの負担能力も激減していた。それは、激減前の規模(絶対数×分限)の御家人総体で担うよう設計された幕府制度が破綻し、生き残った御家人が総力を結集しても、物理的に幕府を担う人的・経済的資源を確保できない状況に至ったことを意味する。

しかも秋山哲雄によれば、同じ頃までに、一族分業による全国散在所領の運営コストや鎌倉駐在コストの負担により、「鎌倉中」御家人の分解・分散化が進行し、鎌倉常駐の御家人が減少の一途をたどって、幕府儀礼催行時には御家人らの多くが儀礼参仕のためだけに鎌倉に参ずるような状況が現れていた。そして二度の蒙古襲来は、西国に所領を持つ御家人の現地地下向・定住を一挙に加速し、右分

解・分散傾向を決定的にしたに違いない。

以上より、得宗専制期の鎌倉、特に蒙古襲来後の鎌倉では、幕府草創期や執権政治の盛期と比べ、著しい空洞化が進行していたと推察される。その中で、政権首班であるが故に鎌倉を離れられない得宗勢力（と複数の官僚世襲氏族の一部）は、鎌倉でしか行い得ない幕府中央の儀礼の参仕者を、唯一物理的に潤沢に供給可能な供給源であった。そして幕府儀礼を担う御家人の絶対的不足は、（蒙古襲来以外は）北条氏自身が招いた事態である。その穴埋めを北条氏が専ら担う以外の選択肢は、存在すべくもなかったというべきだろう。

第四章 幕府の並列な二系列化——「公方」と「御内」——

御家人の所役遁避傾向に対して、時頼政権は評定で徹底した調査と対話を行い、丁寧（執拗）な理非究明を個別に行い、理路整然と御家人の所役免除申請に論駁した（別稿^{2）}。時頼政権の対策が成果を挙げなかったのは、理非による御家人の説伏にこだわったためと見られる。佐藤が指摘した通り、時頼政権の裁判理念は「不応訴を罪とする」、つまり理非究明の場に当事者を強制的に縛りつける姿勢を現した点で、泰時期の執権政治より強制的であったが⁷⁵⁾、なお理非究明こそ至高の正義と信じた点では、執権政治的である。

ところが時頼が没して二年後の文永二年^{（二六五）}、執権政村・連署時宗の政権は「射手有故障等不可有免許」と、年始的始射手の免除申告を一律に門前払する方針に転換した⁷⁶⁾。理非発見を略して「とにかく不出仕は認めない」と、政権の決定をいかなる事情よりも優先させた強権主義への転換は、正に佐藤が貞時期について「理非の発見か

ら公権力による規制・鎮圧に変わった」と総括したのと同じ現象である。〈成り行きと負担能力の両面から、幕府組織の維持運営を一身に担わざるを得ない〉という決意が得宗勢力に生まれた時期は、右の強権主義化、つまり儀礼運営への危機意識が急激に高まった時宗初世ではないか。

かかる決意のもたらした最終形は、「北条貞時十三年忌供養記」⁷⁷⁾に観察できる。盛本は同記により、元亨三年の貞時十三年忌仏事の「参加者は幕府儀礼と共通し、得宗家の家の儀礼があたかも幕府の儀礼の如き様相を呈している」（四五頁）とした。但し、当該期の幕府儀礼参加者の全容は不明で、実際に参加者が共通したかは定かでない。盛本は、同記巻末の「諸方進物」注文中に挙がる、得宗被官でない外様御家人（少弐貞経・大友貞宗・千葉貞胤・足利貞氏・^{（吉良貞家）}・^{（時継）}・^{（貞朝）}・三浦介・小山下野前司ら）の存在を踏まえたのだろう。しかし総数一八二名のその交名は、儀礼参加者ではなく進物進呈者のリストに過ぎない。少弐・大友ら九州在住の、間断なき異国警固を担う守護が、鎌倉の仏事に参加した可能性はないからである。

一月二五日条の「一品経調進方々」に「足利殿」が見えるが、三四名中少なくとも二五人が得宗一門・姻戚・乳母・被官等関係者で、外様御家人も二階堂道繼・撰津親監ら高時政権の中心人物に限られ、足利貞氏だけが異質である上、これも法華経各品等を分担供出した人々の交名であり、参仕者の交名ではない。参加が絶対確実な者は、実は布施取の公卿八人・殿上人一五人・諸大夫六人と手長の御内人に限られ、盛本が想定した、幕府全体を挙げての儀礼とは見なし難いことには注意する必要がある。

とはいえ、仏事参列者の記載に、極めて興味深い幕府の秩序が読み取られることは間違いない。まず一〇月二四日条に、法華八講の公卿座と殿上人・諸大夫座に加え、「太守御聴聞所、左大夫殿以下御一族御坐席」と「左右兩打間懸渡簾、為聴聞所、右公方人々、左御内人々」が見える。京下りの公卿・殿上人・諸大夫を除くと、幕府構成員は得宗以下北条氏一族とその他御家人に大別され、後者が「公方人々」と「御内人々」という二群から成るといえる、当該期幕府の基本構造が明記されている。通常「外様」といわれる、「御内」の対義語（非得宗被官）として「公方」の語が確立していたこと、そして「御内人々」が「公方人々」（外様御家人）と並列なカテゴリーを形成していたことは重大である。

また一一月二六日条は、幕府構成員を「太守（得宗）」、「修理権大夫殿以下御一族宿老」、「別駕・洒掃・長禪以下（金沢貞顯）御内宿老」、「評定衆・諸大名以下」御内人以下国々諸御家人等に分類する。安達時顕・長井宗秀・長崎山喜の三人は「御内」かつ「宿老」として別格の特権集団を成した。「評定衆・諸大名以下」の「以下」とは、後段の「国々諸御家人等」（在国中の御家人）に含まれない御家人＝「鎌倉中」の御家人を指そう。また、「御内人以下国々諸御家人等」という表現は、非「鎌倉中」御家人が、御内人という追加的属性を持つ者とそれ以外に二分され、前者が後者に優越したことを窺わせる。御内人の大多数は御家人の後裔として、御家人という本質的属性を保ち続けたが、かつて「関東射手似絵」が作成された時、モデルに推された御内人の掲載を泰時は強く辞した⁽⁸¹⁾。高時期の御内人が平均的御家人より上位にあった事実は、その段階

からは考えられない、特筆に値する変容である。

更に一〇月二〇日条には、経供養祿役人の合田遠貞・粟飯原常忠・尾藤資広・本間助茂・五大院高繁の動員について「長崎孫左衛門尉師光于時催促之」とある。盛本は幕府機関の小侍所が得宗家儀礼の運営に携わったと見て「幕府と得宗家の儀礼の混同化」を指摘した（四五頁）。単に「小侍所」と書く記法は小侍所別当を示唆するが、長崎師光は系譜上の位置も不明で長崎氏庶流と思われ、得宗時宗・高時や金沢実時・貞顕らが動めた幕府小侍所別当となるには身分が低すぎる。また動員された合田ら五人も師光も明らかに御内人だが、得宗家行事のために御内人が御内人を動員する作業、つまり得宗家家中で完結する動員が幕府小侍所を経由する必然性は皆無であり、メリットも想像し難い。

ところで、嘉暦四年三月一三日金沢貞顕書状に「宗正与党拷問白状等注進：同与党人等も今日申剋下着之間、為御内侍所工藤右近将監沙汰、被預御内之仁等之旨承候」と見え、得宗家には御内人の検断沙汰を担う「御内侍所」が存在した⁽⁸²⁾。その機能から見て、御内侍所は幕府侍所を模倣した機関だろう。この時期、幕府侍所は検断沙汰を専らとして、初期侍所が職掌とした御家人の儀礼動員・管理機能は小侍所に分出させたから、御内侍所が幕府侍所の模倣であるならば、御内侍所も検断沙汰を専らとして、御内人の儀礼動員・管理機能は御内小侍所というべき機関に委ねられた可能性が高い。その可能性、担った機能、長崎師光の出自等を総合するに、師光が在任した小侍所は御内小侍所であったと推断できよう（「御内」の接頭辞を欠くのは、行事・関係者の性質から自明だからだろう）。

こう考えると、当該仏事の参仕者・運営形態の両面で、得宗家と幕府（御内と公方〔外様〕）が混淆していたといえなくなる。むしろ印象的かつ確実なのは、公方人々と御内人々、評定衆・諸大名以下と御内宿老、幕府侍所・小侍所と御内侍所・御内小侍所、といったように、幕府が人的にも機関的にも、「公方」と「御内」の二系列で分離併存した様子である。正和三年〔三三三〕元亨元年頃の年末詳正月七日貞顕書状に「今日評定并御寄合始候之間」云々と見え、寄合始という儀礼まで生み出すほど制度化された寄合が、儀礼体系に評定と並列に現れた事実も、かかる二系列化の反映だろう。そしてその二系列化は、後の元弘の乱で「御内、御使長崎四郎左衛門尉高貞、関東、使秋田城介高景・出羽入道道蘊」が並行して上洛した事実〔三三三〕裏書元徳三年条）があるように、幕府滅亡まで継続した。

第五章 幕政請負の合理化と評定の存在意義

右のような二系列化が生じたのはなぜか。その経緯を推測して本稿を終えたい。

前述の通り、鎌倉中期、幕府は自己の資源（人材・物資・資金等）で儀礼等を継続運営できなくなり、得宗が幕府の負担を肩代わりし始める。それは主に、二つの手段から実現された。

第一は、得宗が調達可能な資源を幕府運営に引き与え供給した点である。具体的には、組織・行事等の従事者と事務運営者の双方に御内人を大量投入する人材供給と、將軍御所運営費や社会的贈答慣行の費用等を得宗勢力だけで丸抱えする資金供給で実現された。

得宗専制期の得宗と幕府財政の関係を明瞭に示すのが、弘安六年〔二八三〕

四月日の追加法四九〇条で、「恒例臨時公事間事、或就政所、或定頭人、被仰下之処、給主并寄子等、称令対捍、不遣其道之条無謂、然者、頭人并政所先致沙汰、可注申子細、寄子并給主等、背彼催促、致自由対捍者、随公事之体、可被付寄子所帯於頭人」とある。

同法は関東御教書に必須の執権・連署の目下署判を欠き、袖に「御判有之」と付記され、「政所頭人可有其咎之状如件」と直状形式の書止を持ち、『貞応弘安式目』本は冒頭に「御内」と傍書する。即ちこれは得宗袖判の書下であり、得宗家中の立法である。したがって文中の「恒例臨時公事」は関東御公事ではなく、得宗が得宗領に賦課する、御内公事と呼ぶべき公事である。御内の恒例臨時公事とは、徳治二年五月の大斎番文に載せる、円覚寺毎月四日大斎（北条時宗忌日）の如きが該当しよう（総計一二番九六人で毎月結番し分担された大規模な公事には、関東御公事と並び立つ十分な存在感が認められる）。

但し、当該期の得宗と幕府の関係に照らせば、該法は事実上の「幕府法の一部とみるべき」〔89〕で、それは幕府政所の職責・処罰規定の存在に明らかである。より興味深いのは、恒例・臨時公事の徴収時、政所や担当頭人の催促に給主・寄子が従わない場合には、政所・頭人に調査・報告を命じ、寄子らに所領没収刑を課すという内容である。文永五年七月日若狭東郷大田文案の後代の付箋・追記に「関東領之時、給主塩飽三郎〔兵衛〕入道給之」「富田郷給主塩飽修理進」と、また元弘四年正月日若狭太良庄百姓国正申状に「関東御内御領之時、彼石見房覚秀為給主代官」と見えるように、該法中の「給主」は、得宗が得宗領を割いて被官に知行させた「御内御恩之

地⁽⁹¹⁾」を知行する御内人と解される。

得宗領給主（御内人）からの公事徴収を幕府機関（政所ら）が担った事実は、一部得宗領の収入が幕府の収入とされたことを意味しよう。得宗は幕府財政を肩代わりすべく収入の一部を幕府に割き与えるにあたり、手数軽減のため、公事が得宗の手（家務機関）を経由せず直接下地から幕府へ流れるよう、幕府政所等と得宗領が直結する徴収構造を整備したと考えられる。得宗被官が公然と幕府機関の運営を担い始めたのと同様に、幕府職員もまた公然と得宗家運営を担い始めたのであり、この実務レベルの得宗・幕府の一体化は、得宗による幕府運営の丸抱えにおいて、迂遠な手続きを徹底的に排した結果と評価し得る。

得宗による肩代わりの第二は、得宗自身が將軍の果たすべき役割を引き受けたことである。貞時は鶴岡放生会流鏑馬見物で將軍の棧敷を略し、得宗の棧敷で將軍に密々に見物させた。それは経済効果として見れば、『増鏡』（下、第十一、さしぐし）に「八月十六日にも猶かやうの事なり、棧敷どもいかめしく造りならべて色の幔幕などひきつゞけて」云々と見える、質素とはいえない難い將軍棧敷の造営費の節約であり、將軍の活動の財源（將軍料所や、地頭御家人から徴収される恒例・臨時御公事）にかかる負荷の軽減に他ならない。

また宗尊以降、幕府では將軍出行が親王行啓扱いとなったため、必要な資源（人員・物品費等）が摂家將軍期より格段に増した。宗尊の鎌倉下着直後には「親王行啓不可輒」という理由で鶴岡臨時祭の將軍参宮が廃止され、弘安七年新式目第一四条（追加法五〇四条）でも「御行始・御方違之外、人々許入御、可有猶予事」と、年

始御行始・方違以外の將軍出行全般を制限せねばならなかったほどに、親王將軍出行は幕府財政を圧迫した。

將軍に密々見物させつつ將軍の棧敷を省いて、表向き將軍参宮を“なかったこと”にすれば、晴の將軍出行に要する莫大な諸費用（滞在先（棧敷等）の贅を尽くした設営費用や、供奉人の装束料が主）を節約でき、それを負担する幕府や御家人（高価な装束を自弁せねばならず、それがしばしば供奉人役の遁避・対捍を招いた（別稿2））の負担を軽減できる。得宗専制期の放生会では、將軍も得宗も出御したりしなかったり区々だが、大抵どちらかは出御している。將軍と得宗が一つの責務を分散負担していると解釈できよう。

ただ、そのような運用には制約がある。第一に、鶴岡放生会では將軍自身の参宮・観覧に重大な意義があり、だから臨時祭の將軍参宮が停止されても、最重要祭礼たる放生会の將軍参宮は廃止されなかった。かかる將軍の責務を得宗が一定割合肩代わりするには、得宗が將軍と同じ役割を負う立場に立たねばならない。平家滅亡の二年後の文治三年に創始された鶴岡放生会には、明らかに対平家戦争時の幕府への加護に対する報賽の側面があり、將軍は幕府を体現して、幕府成立を扶けた神に報謝すべく参宮・奉幣した。したがって得宗もまた、幕府を体現する立場に立たねば、祭祀面で將軍の責務を肩代わりできない。

本質的に得宗その人の人格と等しい寄合が評定と同様に「公事」と呼ばれ、得宗の人格が幕府の「公」的側面を（即ち幕府自体を）体現した関係は、かかる要請から生じたと推察される。そして、そのようにして幕府と団体となった得宗は、自分自身（幕府）の成立

を加護した神への報賽として、鶴岡放生会に臨み、同じ理由で二所詣を行ったと解される。

但し、根本的に幕府は將軍の存在を大前提とし、將軍もまた自ら幕府と一体であって、幕府という形を取り続ける限り、將軍を退場させることはできない。そして理由が何であれ、得宗は自ら將軍となる道を選ばなかった（一般には出自の卑しさを、將軍の後見としてのみ存立する権力であったこと等が理由とされる⁹³）。その結果、將軍と得宗がそれぞれ、ともに自ら幕府と一体という自覚・社会的承認を持ちながら併存するしかなく、その場合に競合を避けるため、相互に干渉しない役割に棲み分けることとなったと考えられる。

得宗の役割が幕政運営実務の掌握であったことは、幕府の諸機関・諸儀礼における参仕者や事務運営スタッフを得宗の手足（一門や御内人）が占めてゆく趨勢、そして寄合の存在に明らかだろう。得宗は評定の外に、得宗の意志決定を輔ける従順なブレイン・手足のみで構成された寄合を設け、幕府の最重要事項（人事や制度・対朝廷方針に関する根幹的政策等）の決定の場を寄合に移し、また官途沙汰を評定の審議事項から外して得宗の直接決定事項に移し（⁹⁴）六月一六日条、評定から権限を奪い形骸化させた。

では、將軍に特化された役割は何か。ここで、得宗が重要な権限を寄合に吸収した後も評定を廃止せず、幕府の議決機関を寄合に一本化しなかった事実が意味を持つ。引付方・越訴方等を何度も自在に改廃し、そもそも評定衆の人事権を完全に掌握していた得宗時宗・貞時の権力を踏まえれば、評定は意図的に残された、つまり寄合は最初から評定と並立する別系統の会議として制度化されたと考

えねばならない。

寄合・引付方・越訴方は全て本質的に、得宗の理非決断を導く補助的手段、いわば決断の形成を支える入力（インプット）を導く道具に過ぎず、したがって決断がより望ましい形で導かれるならば、任意に設置・改変・廃止して差し支えない。それに対し、いかなる経緯を経たものであれ、得宗の理非決断は、原則として評定を経て裁許状（下知状）として形を成す。つまり得宗の理非決断は、評定という回路を経て出力（アウトプット）されることで、初めて法的有効性を獲得する。ここで、五味文彦が『吉田家本追加』の傍例から、「仰之詞」がないという理由で「北条殿并右京大夫殿御下知」が単なる「執事御方御下知」とされ、「公方御下知」と認められずに「棄置」された「法」を指摘したことが想起される⁹⁵。

単なる「執事」発給文書（家中で完結する家務文書）と「公方」御下知（広く社会を捉える行政文書）を分かち「仰之詞」（「依仰」の二字）を、北条氏発給文書に書き込む唯一正当な手続きこそ、（どれだけ形骸化しても）評定後に行われる將軍への事書進覽・裁可手続きである。得宗政治期の「御評定始」の詳細を伝える⁹⁶正月一五日条に「三ヶ条沙汰以後、御^{（事カ）}書上覽」とあり、手続きが酷似する惟康新宅移徙に伴う評定（始）を伝える⁹⁷七月一九日条に「三ヶ条御沙汰之後、書進事書、以武州^{（進賢義政）}・城務為御使、被進御所、可施行之由、即被仰下了」とあるように、得宗専制期でもなお、評定では事書が將軍に進覽され、將軍の「可施行」という命令を待つて執行される手続きが保たれた。

寄合と評定は得宗の理非決断の入力・出力を分担し、「御内」の

領域たる寄合で形成された得宗の決断は、「公方」の領域たる評定で法的効力を帯び「成敗」の形を獲得する。評定は得宗個人と社会を接続し、両者の対応関係を定位する接点^{インテラフェイス}として機能している。

かかる評定の機能は、佐藤が指摘した評定衆・引付衆の肩書化とも照応する。佐藤以来の通説はそれを評定の形骸化と捉えたが、それは物事の一面である。若年の北条一門に与え続ける価値がある以上、それら肩書には、彼らが何者かを社会に対して説明し理解を得るのに十分な機能、個人と社会を接続する接点^{インテラフェイス}の機能があつたはずだ。それはちょうど、内実を失った朝廷の諸官職がなお前近代を通じて、全社会を捕捉する普遍的な身分標識として積極的に機能した事実と共通する。寄合の成立に伴う評定の権限縮小は、奪権の被害者という後ろ向きの評価ばかりでなく、権限を分掌してくれる外部機関の成立により、雑多な機能群から余計な機能が削ぎ落とされ、役割が純化・定立したという前向きな評価が可能だ。幕府はようやく自ら管理可能な「官途」を手に入れたのであり、それは朝廷においてそうであったように、統治機構に有益な強力な武器の獲得というべきである。

かくして得宗の理非決断形成を焦点として、幕府全体がその入力系・出力系領域^{インプット・アウトプット}に画然と二分され、前者を体現する得宗と後者を体現する将軍の二頭の下、他の構成員が（公方人々（外様御家人）・御内人々）の二系列で把握される体制が記録されるに至る。かつて時頼は、律宗の叡尊への「関東平均之扁依」の「標職」として西大寺への莊園寄進を企図した時、「私之沙汰者、猶似聊爾、仍可擬將軍御寄進、切々懇望、何無納受乎」と叡尊に伝えた。得宗

の個人名での寄進は、幕府が皆等しく扁依する証として「聊爾（軽々しい）」なので将軍の名で寄進したい、という時頼の認識は、将軍の「仰之詞」を帯びない得宗が將軍家の「執事」に過ぎないという上述の構造と類似する。それを劣等感として表明した時頼は、未だ將軍・得宗の関係を直列の上下関係と理解していた。それが得宗専制の本格化により、「公方」「御内」という並列の二系統を担う、並列の二頭へと変容した。その二系統並列化は、それが寄合の制度化・定例化として顕れた時宗期に始まったと推定される。当該体制下の得宗を示す制度的名辞は見えないが、「金沢文庫文書」の仏事関係文書（廻向文等）に現れる「副將軍」⁹⁷は、最もそれに近い。

右二系列が画然と領域を保った事実の根底には、得宗の決断形成とその執行の両過程の円滑さを最重要視する、割り切った運営方針がある。その方針は、両過程の合理性向上のため、得宗勢力が幕府各業務を直接掌握・監督する、手続上の短絡経路^{ショートカット}を多く生み出し、結果的に公方と御内の癒着、得宗勢力による幕府侵蝕に見える現象が多発した。従来指摘されてきた北条氏一門・御内人による幕府の機関・役職の占取の他、次の事例を挙げ得る。

まず、鎮西訴訟における奉行人の不正弾劾権を、少式経資以下四人の鎮西特殊合議機関の管掌から尾藤・小野沢ら御内人二人に移した正応四年の追加法六三一条。次に、寺社本所領関係裁判取り扱いの怠慢の弾劾権を、「奉行人并五方引付」から飯沼資宗・大瀬惟忠・長崎光綱・工藤果禅・平宗綱ら御内人五人（平頼綱の子弟三人を含む）に移して、引付を頼綱の直接監督下に置いた同年の追加法六三二条。また正安二年の越訴方廢止に伴う「相州家人五人」（貞

時被官)による越訴奉行掌握(㊦同年条)。そして長崎高資の評定衆就任。これらは、幕政と得宗勢力の短絡経路(ショートカット)の顕著な例である。

そして同時に、政所が得宗領から御内御公事を直接吸い上げる、上述の逆方向の短絡経路(ショートカット)も存在した。

選択肢が乏しかったとはいえ、幕府を丸ごと抱え込む負担を独り担う決断を、なぜ得宗は行ったのか。それは鎌倉幕府滅亡後も存続した氏族と比較すれば明らかだろう。三浦・河越・千葉・小山・結城氏ら東国大名は、幕府成立以前から在地に存在基盤を持つ点でも、幕政中枢から最終的に疎外された点でも、存続を鎌倉幕府に依存しなかった点で共通し、幕府滅亡後に生き残った。九州の少弐(武藤・大友氏は元来の在地領主でないが、変転を繰り返した北条氏の九州統括官と異なり、約一世紀も継続的に現地支配を担い、しかも幕政中枢にいなかったため同様に生き残った。また北条氏とともに幕政中枢を担った三善(町野・大田・矢野)氏・大江(長井)氏・中原(撰津)氏・二階堂氏らは京下り官人の子孫として、文筆官僚たる卓越した特殊技能を有したため、建武政権・室町幕府でも能力を買われ存続した。

しかし弱小領主出身の北条氏は元来の在地基盤を持たず、鎌倉に常駐したため巨大領主に成長しても在地基盤を確立できず、文筆官僚としての特殊技能も持たない。鎌倉殿外戚から出発し、鎌倉殿「後見」職として幕府運営者に終始した北条氏の地位は、幕府を離れては成立し得ないのであり、自己の生存と幕府の死守は全く同義であった。

結論と展望

「公方」「御内」並列化の意義と室町幕府二頭政治

本稿では、儀礼の観察を糸口として、得宗専制期幕府の見取り図を描写し直してみた。最後に本稿の所論を整理して、結論としたい。

鎌倉期を通じて、幕府儀礼を担うべき御家人の絶対数は減少し、個別の負担能力も減衰し続け、時頼期(特に宗尊着任後)には御家人の幕府儀礼所役の「自由対捍」が收拾不能に陥り、幕府儀礼の自力運営が不可能になった。そこで得宗時頼は、幕府・御家人が負担すべき幕府・將軍の維持コストを肩代わりし、儀礼の担い手に御内人を大量投入して必要数を賄う等、自己負担で幕府運営を賄う路線へと舵を切り始める。そして続く時宗期以降、御家人の絶対数・負担能力が蒙古との戦争や国防に割かれ、御家人の負担能力に依存した幕府運営は絶望的となった。幕府がなくとも自立できる有力豪族出身の他氏と異なり、北条氏は全く幕府と運命共同体であり、幕府の死守と自己の生存が同義であるため、得宗勢力は幕府を丸抱えて担う他なくなり、幕府の維持費や儀礼負担が北条氏の責務となった。

この幕府丸抱えは、得宗とその勢力が幕府と同化する形で実現した。得宗は將軍の負担・役割を軽減すべく、代行可能なものは肩代わりして、建前上も將軍とともに幕府を代表して幕府の「公」を体現し、將軍・得宗の二頭体制を築いた。但し、幕府の根幹が「將軍の御家人の集団」である以上、將軍の排除は幕府の瓦解に等しく、したがって幕府に依存する得宗(北条氏)が將軍の排除へと指向・帰着する可能性は論理的にない。

得宗が幕府と同化し、將軍と幕府の「公」を分掌した結果、得宗の意思決定に属する領域と、將軍による認証・執行に属する領域は混淆せず、むしろ画然と分離されて、幕府の意思決定の入力系と出力系として整理され、制度化された。政策・人事決定や御内人による訴訟制度の直接掌握で前者を担う、得宗の人格そのものというべき寄合が「公事」扱いとなって制度化される一方、得宗の意思を幕府の成敗へと法的に昇華させる評定と麾下の執行機関が、後者の領域を担った。法源を担う將軍と、意思決定を担う得宗という、性質の異なる「公」が、幕政制度として二領域に整理されたのである。

従来御家人が担った役割を代位させるべく得宗が投入した人材¹¹御内人は、御家人と同等の存在感を獲得し、幕府構成員は最終的に、「公方人々（御家人）」と「御内人々」という並列な二系列に収斂した。後者は得宗に連なるが、得宗は「公」の存在なので、「御内」もまた字面に反し、ある種の「公」を含蓄する。鎌倉幕府は將軍の担う「公」の領域を「公方」、得宗の担う「公」の領域を「御内」というラベルで表現したことになる。かかる「公方」「御内」の二系列化を念頭に置くと、「公方」という言葉がなぜ鎌倉幕府で生まれてきたのか、という問題にも示唆が得られる。即ち、「御内」を一方とする二系列の成立が、「御内」の対義語の必要を生じさせ、「公方」の語を生んだのではないか、そして結果的に「公」となった「御内」と、元祖「公」といべき將軍の「公」を区別すべく、殊更に「公方」と呼んだのではないかと。

如上の整備された二系列を制度的基盤としつつ、実際の運営は、得宗勢力が幕府と同化した利点を最大限に活かし、合理化された。

評定衆以下の幕政の要職に御内人が就任する等、御内人が「公方」面に進出し、逆に幕府政所が得宗領の公事徴収に直接関わる等、御家人が「御内」面に進出して、「公方」と「御内」が双方向的に触手を伸ばし合って短絡経路¹²を形成した。それは得宗が幕府と同化したという自覚を突き詰めた末に生じた一種の割り切りと解されるが、上述の幕府の人材不足を考慮すると、乏しい人材で巨大な組織を運営するために、不可避の合理化であったと評価できよう。

従来、北条一門・御内人が幕政を壟断し、形骸化し、運営実務を奪取したとされてきた諸現象や、得宗の意思が公然と幕政の制度的中心となる諸現象、得宗の絶対化等は、得宗の幕府丸抱えによる「幕府の実質的支配者」から「幕府そのもの」への転換、そして乏しい人材で幕府を維持運営する得宗勢力の、どちらかといえば窮余の策と、本稿は結論する。

その人材不足をもたらした一大要因の一つは、間違いなく得宗勢力自身が重ねてきた政争にある。それらは幕府の人材を減少・弱体化させ続け、その果てに深刻な幕府の人材難を招き、全てを自ら背負わねばならなくなった。得宗の幕府運営丸抱えとは、積極的な奪権闘争ではなく、それまでの過去の奪権闘争で他者に強い犠牲が、そのまま負債として得宗に跳ね返った現象であり、いわば執権政治確立過程の因果応報的な結末であった。

かくして成立した後期鎌倉幕府の將軍・得宗の二頭体制は、室町幕府成立史に直接影響を与えた可能性がある。幕府滅亡の約二年半後に足利氏が再生させた幕府が、成立当初から二頭体制だったからである。観応の擾乱まで続いた、將軍尊氏を戴きつつ弟直義が執政

する二頭体制は、尊氏から直義に政務が譲られた建武二年の挙兵段階まで遡る。その室町幕府の母胎となった建武政権の鎌倉府では、^(二三三)元弘三年の成立以来、直義が鎌倉幕府執権の形態・権限を継承して振る舞った事実があり、しかも建長寺正統院に「毎月齋料」を支給した建武鎌倉府の「執権」直義の「公文所」は、得宗領の関東御願所に所務関係の命令を発した得宗家「公文所」の模倣である。⁽⁹⁹⁾直義政権は表向き義時・泰時の執権政治を範としたが、『建武式目』、実際には得宗家の要素が流入しており、その得宗家は將軍と並ぶ二頭体制の一方であった。これらの事実は、後期鎌倉幕府の二頭体制が、初期室町幕府の二頭体制の直接の淵源であった可能性を示唆し、室町幕府発足時の政権構想に一定の知見を与える可能性がある。今後の課題としたい。

注

- (1) 佐藤進一「鎌倉幕府政治の専制化について」『日本中世史論集』、岩波書店、一九九〇、初出一九五五）六九頁。
- (2) 前掲注(1)佐藤論文七八頁。
- (3) 佐藤進一『日本の中世国家』(岩波書店、二〇〇一、初出一九八三)一三八頁以下。
- (4) 「得宗専制」概念に関わる研究史は秋山哲雄・細川重男報告『討論鎌倉末期政治史』(日本史料研究会、二〇〇九、四一〜三頁秋山発言参照)。
- (5) 前掲注(4)書四四頁以下。
- (6) 細川重男「専制と合議」『鎌倉政権得宗専制論』、吉川弘文館、二〇〇〇、三三四〜五頁。
- (7) 秋山哲雄「若狭国守護職をめぐって」『北条氏権力と都府鎌倉』、吉

川弘文館、二〇〇六、初出二〇〇〇、二三五頁以下、同「長門国守護職をめぐって」(同、初出二〇〇五)二八三頁以下。

- (8) 前掲注(1)佐藤論文七〇頁。
- (9) 杉橋隆夫「執権・連署制の起源」(日本古文书学会編『日本古文书学論集5中世I』、吉川弘文館、一九八六)。
- (10) 桃崎有一郎「鎌倉幕府院飯儀礼の変容と執権政治」(『日本史研究』六一三、二〇一三) 別稿1、同「北条時頼政権における鎌倉幕府年中行事の再建と挫折」(『鎌倉遺文研究』三七、二〇一六) 別稿2、同「中世武家礼制史の再構築に向けた鎌倉幕府院飯儀礼の再検討」(遠藤基郎編『生活と文化の歴史学』第2巻 年中行事・神事・仏事・竹林舎、二〇一三) 別稿3、同「鎌倉幕府の儀礼と年中行事」(五味文彦ほか編『現代語訳吾妻鏡別巻鎌倉時代を探る』、吉川弘文館、二〇一六) 別稿4、同「鎌倉幕府院飯役の成立・挫折と〈御家人皆傍輩〉幻想の行方」(『日本史研究』六五一、二〇一六) 別稿5。
- (11) 『吾妻鏡』貞応三年六月二八日条に「(時歴)相州・武州為軍宮御後見、可執行武家事之旨、(有彼仰)」。
- (12) 前掲注(3)佐藤著書一五八頁・二六一頁。
- (13) 村井章介「執権政治の変質」(『中世の国家と在地社会』、校倉書房、二〇〇五、初出一九八四) 二六一〜四頁。
- (14) 細川重男「北条氏と鎌倉幕府」(講談社、二〇一一) 一九四頁。
- (15) 『吾妻鏡』『建治三年記』、『永仁三年記』、『水』、『鎌倉年代記』、『鎌倉遺文』、『建治』、『永井晋』、『角田朋彦』、『野村朋弘編』、『金沢北条氏編年資料集』(八木書店、二〇一三) ②⑤。⑥収載文書の年次比定は主に⑤に拠り、金沢文庫文書(聖教裏文書含む)である場合は典拠名を略す。
- (16) ③三八一・二九二五五(②七一九)。
- (17) ③三五二・二七一七四(⑤五七六)・③三八一・二九四三二(②六〇一)・③三八二・二九四一四(②七二一)・③三八一・二九三三二(⑤五九七)。
- (18) ③三二一・三五六一(⑤四四四)。

- (19) ③三四一―五八八二。
- (20) 細川重男「北条高時政権の研究」(前掲注(6)著書、初出一九九一―三〇六―七頁は、当該書状の発信年を高時の引付・評定出仕始があった文保二年頃と推定したが、文面は正和五年の執権就任・判始(一四歳)を指す「御成人」からさほど遠くない時期を示唆するので、高時が「太守」と呼ばれる八ヶ月後の任相模守(文保元年三月一日)の頃ではないか。
- (21) ④建久二年正月一日条・仁治元年二月二日条。
- (22) 前掲注(1)佐藤論文七七頁以下(特に七九頁)、前掲注(6)細川論文三三三頁以下(特に三三五頁)。
- (23) 細川重男「寄合関係基本史料」(前掲注(6)著書)三四五頁以下。
- (24) 前掲注(22)細川論文三三五頁。
- (25) 前掲注(1)佐藤論文七一頁、八〇頁以下。
- (26) 前掲注(13)村井論文一五四頁。
- (27) 前掲注(3)佐藤著書一三六頁。
- (28) 佐藤進一「鎌倉幕府職員表復原の試み」(『鎌倉幕府訴訟制度の研究』、岩波書店、一九九三、一部初出一九八三―八七)三〇八頁は、「長崎は御内人であるから正式の評定衆ではなく、評定奉行と見るべきであろう」としたが、本稿では採らない。典拠の正中三年三月某日金沢貞顕書状(③三八―二九三九〇(⑤七七八四))の「被始行評定候了、出仕人々、予・陸奥守・中務権少輔・刑部権大輔入道・山城入道・長崎新左衛門尉以上東座、武蔵守・駿河守・尾張前司運参・武蔵左近大夫将監・前讃岐権守・後藤信濃入道以上西座」という表記法を見る限り、高資だけを評定衆でないと見なすには、より積極的な根拠が必要だろう。
- (29) 前掲注(28)史料に「参否安東左衛門尉候き」と見える。
- (30) 前掲注(1)佐藤論文八二―三頁、佐藤進一「訴訟対象を基準とする訴訟制度の分化」(前掲注(28)著書、初出一九四三)九六―一〇〇頁。
- (31) 前掲注(13)村井論文一五六以下。引用は一五七頁。
- (32) 前掲注(3)佐藤著書一五八―九頁、一六一頁。
- (33) 前掲注(6)に同じ。
- (34) 盛本昌広「鎌倉幕府儀礼の展開」(『鎌倉』八五、一九九七)三七頁・四三―四四頁。
- (35) ③三九一―三〇八五四(⑤八二九)。発給年月日推定は鈴木由美「金沢貞冬の評定衆・官途奉行就任の時期について」(『鎌倉遺文研究』一七、二〇〇六)に拠る。
- (36) 前掲注(34)盛本論文四五頁、また中澤克昭「武家の狩獵と矢開の変化」(井原今朝男・牛山佳幸編『論集東国信濃の古代中世史』、岩田書院、二〇〇八)が詳細に事実関係を跡づけている。
- (37) ④仁治二年二月二日条・建長四年四月一日条
- (38) ④四〇―三〇九九九(⑤金九一八)。
- (39) 前掲注(34)盛本論文四四頁。
- (40) ④三九一―三〇八一〇(⑤金九六五)。
- (41) 前掲注(34)盛本論文四四頁。
- (42) 岡田清一「鎌倉幕府と二所詣」(『鎌倉幕府と東国』、統群書類従完成会、二〇〇六)は、「箱根権現・伊豆山権現は：頼朝追討勢(引用者注・平家軍)を阻止できる一大軍事基地であったといっても過言ではない。：それは、伊豆国一宮たる三島社にもあてはまる。／したがって、大きな軍事力を有する両社・三島社への参詣には、それに対抗する、あるいは鎌倉殿の軍事力を誇示する必要があった」(九九頁)とする。しかし平家滅亡以前に三社が特筆すべき軍事力を有した徴証は皆無である。治承四年八月一日条に「自土肥辺、参北条之勇士等、以走湯山、為往還路、仍多見狼藉之由、彼山衆徒等参訴之間、武衛今日被遣御自筆御書、被宥仰之、一〇月一八日条に「伊豆山専当捧衆徒状馳参路次、兵革之間、軍兵等以当山結界之地、為往反路之間、狼藉不可断絶歟、為之如何云々」と、走湯山に衆徒が存在した徴証が僅かに見えるだけで、箱根・三島の衆徒は史料上直接の所見すらない。しかも右二例も、合戦時に軍勢の狼藉に戸惑い狼藉禁止を求める内容であって、平家軍・頼朝軍を脅かす軍事力を有したとは到

底考え難い。そして平家軍に対する防波堤の役割を三社に期待するならば、頼朝が三社に軍事力をもって対抗・誇示するのは筋が通らない。宗教勢力の軍事力を過大視した予断であろう。

- (43) 田辺句「鎌倉幕府二所詣の歴史的展開」『ヒストリア』一九六、二〇〇五。
- (44) 寛雅博「蒙古襲来と徳政令」『日本の歴史』一〇、講談社、二〇〇一、二六三頁。
- (45) ⑧三八―二九三三(⑧七八)。
- (46) 桃崎有一郎「昇進拝賀考」『古代文化』五八―Ⅲ、二〇〇六。
- (47) 『薩戒記』応永三年(四二五)一月七日条に載せる中院通淳の中納言拝賀の手続きによれば、通淳は「明後日八日可申拝賀、申次事可令与奪給候哉」と頭中将四条隆夏に依頼し、隆夏は藏人頭として「御拝賀申次事、早可仰藏人候也」と請文を献じ、「明日中院中納言可奏慶云々、申次事可被存知之状如件」と藏人に命じている。
- (48) 前掲注(34)盛本論文四〇―四一頁・四四頁。
- (49) 八月一六日の流鏑馬は⑧『増鏡』(下、第十一、さしぐし)・『とはずがたり』(巻四)に惟康、「親玄僧正日記」正応五年・同六年・永仁二年・⑨に久明、『鶴岡社務記録』正中二年に守邦の見物が確認できる。
- (50) 永井晋「鎌倉幕府の的始」『金沢文庫研究』二九六、一九九六。
- (51) 滑川敦子「鎌倉幕府における正月行事の成立と発展」『上横手雅敬編『鎌倉時代の権力と制度』、思文閣出版、二〇〇八〕一八二頁。
- (52) 鶴田泉「流鏑馬行事と鎌倉武士団」『芸能史研究』九九、一九八七、高橋昌明「鶴岡八幡宮流鏑馬神事の成立」『武士の成立 武士像の創出』、東京大学出版会、一九九九、初出一九九六、野口実「武家の棟梁の条件」(中央公論社、一九九四)等。通説的な流鏑馬成立論が根本から慎重な見直しを要することは近藤好和「武器からみた中世武士論」『中世的武器の成立と武士』、吉川弘文館、二〇〇〇、初出一九九七・同「騎射と流鏑馬」『日本歴史』六三〇、二〇〇〇)を参照。
- (53) 滑川敦子「鎌倉幕府における正月行事の成立と発展」『上横手雅敬編『鎌倉時代の権力と制度』、思文閣出版、二〇〇八〕一八三頁。
- (54) 前掲注(52)鶴田論文五頁。
- (55) 別稿2の他、前掲注(52)鶴田論文一五頁以下、前掲注(42)岡田論文一〇七頁以下。
- (56) 川添昭二「北条時宗」(吉川弘文館、二〇〇一)三七頁。
- (57) 正応五年二月一八日加治木頼平在鎌倉用途結解状(東寺百合文書と)、⑧三二―一八〇七〇、永仁七年四月日関東下向旅根結解状案(東大寺文書第四〇二二二)、⑧二六―二〇五五。
- (58) 寛雅博「鎌倉幕府掌論」『三浦古文化』五〇、一九九二)四〇頁注31。
- (59) 將軍御所の諸業務を統括した御所奉行一階堂行方・武藤景頼については青山幹哉「鎌倉幕府將軍権力試論」(大石直正・柳原敏昭編『展望日本歴史9 中世社会の成立』、東京堂出版、二〇〇一、初出一九八三)一三七頁参照。
- (60) 時頼・重時らが幕府「宿老」であった事実は、高橋慎一郎「宗尊親王期における幕府「宿老」」『年報中世史研究』二六、二〇〇一)一二〇頁以下参照。
- (61) 前掲注(34)盛本論文三九頁。
- (62) 弘長元年二月二〇日関東新制事書(式目追加条々)、⑧二一―八六二八、追加法三五八・三七六・三五六条。
- (63) 元徳二年二月一七日貞頭書状(⑧三九一―三〇九〇六・三〇九一〇)⑧九一〇)。
- (65) 嘉暦二年四月二三日六波羅下知状(早稲田大学所蔵佐草文書)、⑧三一―二九八二〇)。
- (66) 元徳元年正月二三日貞頭書状(⑧三九一―三〇八七五)⑧九〇一)・同二年三月四日貞頭書状(⑧四〇一―三〇九九九)⑧九一八)・年月日欠貞頭書状(同三〇九五〇)⑧九二二)・元徳二年三月中旬カ貞頭書状(同三〇九八六)⑧九二六)。

- (67) 前掲注(64) 貞頭書状。
 (68) 建暦三年五月六日条。
 (69) 宝治元年六月五日条。
 (70) 安達泰盛乱聞書・安達泰盛乱自害者注文(熊谷直之氏所蔵梵網戒本疏日珠抄裏文書)。(二)一五七三六・一五七三八。
 (71) 今野慶信「鎌倉幕府と御家人」(葛飾区郷土と天文の博物館編『鎌倉幕府と葛西氏』、名著出版、二〇〇四) 六九頁。
 (72) 三〇一三三六三(尊経閣文庫所蔵)。
 (73) 前掲注(58) 算論文四〇頁注31。
 (74) 秋山哲雄「都市鎌倉の東国御家人」(前掲注(7) 著書、初出二〇〇五)。
 (75) 前掲注(3) 佐藤著書一五八頁以下。
 (76) 文永二年二月一八日条。
 (77) 「円覚寺文書」(『神奈川県史資料編2 古代・中世』) 二三六四号、七〇五。
 (78) 前掲注(19) 細川論文三二九頁。
 (79) 御内人の定義については佐藤進一「御内と外様」(前掲注(28) 著書、初出一九四三)、細川重男「渋谷新左衛門尉朝重」(『鎌倉北条氏の神話と歴史』、日本史料研究会、二〇〇七、初出二〇〇五) 参照。
 (80) 安達氏は代々得宗の姻戚。長井宗秀が御内扱いなのは、宗秀の母と、時宗の正室覚山志道(安達義景女堀内殿)が姉妹であったことによる。
 (81) 仁治二年一月二七日条。
 (82) 時宗は文永元年条、高時は同正和五年条、実時は文暦元年六月三日条。貞頭は元徳元年七月二〇日貞頭書状(三五二七・一四〇) (四五七四) に「越訴・小侍所両条奉行事、自去春雖辞申候、無御免候之間」云々と見える。
 (83) 御内人の網羅の交名と思しい徳治二年五月日相模円覚寺毎月四日大齋番文(「相模円覚寺文書」、三〇一三二九七八) に合田遠貞、五大院高繁

の同一人らしき人物、名字・官途から見て粟飯原常忠・尾藤資広・本間助茂と同一人の可能性が高い人物が見える。奥富敬之「名字順得宗被官一覧」(『日医大基礎科学紀要』二七、一九九九) をも参照。

- (84) 三九一三〇五三一(三八二四)。
 (85) 小泉聖恵「得宗家の支配構造」(『お茶の水史学』四〇、一九九六) 三頁以下に踏み込んだ考察がある。
 (86) 前掲注(30) 佐藤論文八二頁以下、(二二八) 建保六年七月二日条。
 (87) 三八一一九三二六(六三三八)。年次比定は同書三四七頁に拠る。
 (88) 前掲注(83)。
 (89) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集第一巻 鎌倉幕府法』(岩波書店、第一三刷、一九九三、初版一九五五) 三九六頁補註48。
 (90) 「東寺文書百合外」(三一〇二八四)、「東寺百合文書」(同四二一三二八四〇)。
 (91) 正和四年六月二日安東道常寄進状(「相模円覚寺文書」、三三一一五五五)。
 (92) 建長四年四月一六日条。
 (93) 注(13)・(14) 参照。
 (94) 細川重男「寄合関係基本史料」(前掲注(6) 著書)。
 (95) 追加法参考資料九九条、五味文彦「執事・執権・得宗」(『吾妻鏡の法』、吉川弘文館、一九九〇、初出一九八八) 二〇一頁以下。
 (96) 『関東住還記』弘長二年七月三日条。
 (97) 元亨三年一〇月六日入殿三十五日回向文士代(三七二八五四四)、嘉暦元年九月二八日相模極楽寺長老順忍四十九日回向文(三八一六一五)、元徳二年二月三日不断両界供遍数状(四〇一三二二九九)、同三年六月二日頭弁四十九日仏事廻向文(四〇一三二四四三)。
 (98) 細川重男「摂津と京極」(阿部猛編『中世政治史の研究』、日本史料研究会、二〇一〇)。
 (99) 桃崎有一郎「建武政権論」(『岩波講座日本歴史第7巻 中世2』、岩波

書店、二〇一四）六五～六頁。

〔付記〕本稿は、学習院大学史学会二〇一五年度例会「シンポジウム 歴史のなかの儀礼と権力―支配者権力の象徴機能と秩序形成―」（二〇一五年十二月二二日、於学習院大学）における講演内容の一部を論文化したものである。また本稿は、科学研究費補助金（若手研究（B））「流鏑馬の起源・成立過程の実証的再検討―鎌倉幕府儀礼の源流と東アジア文化―」の成果の一部である。